



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " (東部創造) 一
- " " (" ") 二
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政課) 二
- 平成十九年度埼玉県政世論調査業務委託契約に関する入札公告 (広聴広報課) 二
- 大規模小売店舗の変更に關する公告 (商業支援課) 四
- 県意見に対する変更届出の公告 (" ") 四
- 大規模小売店舗の変更に關する公告 (" ") 五
- " " (" ") 五
- 滑川町営土地改良事業鼻田沼地区(団体営ため池等整備事業)の工事完了 (東松山農林) 六
- 滑川町営土地改良事業南在家沼地区(団体営ため池等整備事業)の工事完了 (" ") 六

- 埼玉県電子納品保管管理システム開発業務に關する一般競争入札公告 (技術管理課) 六
- 上尾市原市北部第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 九
- 上尾市町谷第一土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (" ") 一〇
- 新座市野火止上北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (" ") 一〇
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日等(伊奈新都市建設事務所) 一一
- 埼玉県収納代理金融機関の指定の取消し (出納総務課) 一一
- 埼玉県収納代理金融機関の指定 (" ") 一一
- 埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務の随意契約に關する公告 (政策調査課) 一一
- さいたま県議会だよりの新聞折

告示

- り込み及び配布業務に關する落札者等の公示 (政策調査課) 一一
- 県道川越所沢線の供用の開始 (川越県土) 一二
- 開発行為に關する工事の完了公告 (飯能県土) 一二
- " " (東松山県土) 一二
- " " (" ") 一二
- " " (行田県土) 一三

- 正誤
 - 埼玉県告示第五百六十一号中訂正 (文書課) 一三
 - 埼玉県告示第七百二十九号中訂正 (商業支援課) 一三
 - 埼玉県人事委員会訓令第三号中訂正 (総務給与課) 一三
- 平成十九年五月一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人埼玉成年後見支援センター
- 一 代表者の氏名 藤原 欽彌
 - 二 申請に係る事務所の所在地 埼玉県さいたま市中央区八王子五丁目三番十四号
 - 三 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市中央区八王子五丁目三番十四号
 - 四 定款に記載された目的 この法人は、成年後見制度の任意後見、法定後見等の後見事務及びこれらに關する支援、相談を行うことにより、地域の高齢者や障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 平成十九年五月十一日
- 埼玉県知事 上田清司
- 申請のあった年月日
- 埼玉県告示第七百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人栗市楽画

三 代表者の氏名

打田 純二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市さつき平二丁目五番二

一四〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域環境・社会に対して、ヒートアイランド現象の抑制・健康維持等に関する事業を行い、都市空間を感興的に美しく彩るとともに、住

みやすく、持続可能な環境の醸成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉川みち案内

三 代表者の氏名

中田 眞矢子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市栄町七百八十二番地一

B一九〇三号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、市民・企業・行政との協働のもとさまざまな支援を行い、地域に根ざした市

民活動や市民事業の自立的発展を促し、魅力ある地域社会の創造と活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百八十三号

熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市及び日高市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
熊谷市	平成十七年 平成十八年 平成十九年	地籍図 十三枚 一冊	小島二	平成十九年 五月七日
秩父市	平成十六年 平成十七年 平成十八年	地籍図 三十八枚 一冊	塩平	平成十九年 五月七日
本庄市	平成十七年 平成十八年	地籍図 五十七枚 一冊	本泉第十一	平成十九年 五月七日
深谷市	平成十七年 平成十八年 平成十九年	地籍図 二十七枚 一冊	深谷第二十六	平成十九年 五月七日
日高市	平成十七年 平成十八年	地籍図 二十枚 一冊	日高第三十四	平成十九年 五月七日

埼玉県告示第七百八十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
平成19年度埼玉県政世論調査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
平成19年10月31日(水)
- (4) 履行場所
県内全域
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「世論調査業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 過去3年間において、国又は地方公共団体での世論調査の実績があること(世論調査とは意識調査を指し、単なる実態把握調査は除く)。
- (5) 管理職や事務職のほかに調査職の従業員を常時配置し、円滑に連絡調整がとれ、調査員への指示等についても速やかに対応できる体制が執れること。
- (6) 本委託契約の実施に支障のない人数の面接調査員が確保できること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部広

- 聴取報告 広聴・知事への提言担当 内田浩明 電話048-830-2850(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階広聴広報課第2分室
- イ 日時
平成19年5月18日(金) 午後1時30分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階広聴広報課第2分室
- イ 日時
平成19年5月25日(金) 午前10時
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければ

ばならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口店

川口市飯塚二丁目一番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地の変更

(変更前)

オーケー川口西店

川口市飯塚二丁目百五十の一番外

(変更後)

オーケー川口店

川口市飯塚二丁目一番十一号

ハ 変更年月日

平成十九年三月二十日(名称)

平成十八年十二月十八日(所在地)

ニ 届出年月日

平成十九年四月十六日

二 縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定による届出の概要等について、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか
変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場六箇所 位置 図面省略 収容台数 三四〇台
(変更後) 駐輪場九箇所 位置 図面省略 収容台数 六七五台

八 届出年月日

平成十九年四月十七日

二 縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

熊谷市本石二丁目百三十五番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社マイカル 管財人 岡田元也 外十六社

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

(変更後)

株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也、代表取締役 川本敏雄 外十社

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
変更年月日

平成十八年五月十七日外

二 届出年月日

平成十九年四月二十四日

二 縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

越谷市千間台西三丁目二番十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社マイカル 管財人 岡田元也、管財人 瀬戸英雄 外十五社

大阪府大阪府中央区久太郎町三丁目一番三十号

(変更後)

株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也、代表取締役 川本敏雄 外十三社

社

大阪府大阪府中央区久太郎町三丁目一番三十号

ハ 変更年月日

平成十八年五月十七日外

ニ 届出年月日

平成十九年四月二十四日

二 縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、滑川町長から土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつた。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業

滑川町管土地改良事業(団体営ため池等整備事業)

二 地区

滑川町大字鼻田沼地区

三 工事を完了年月日

平成十九年三月三十日

埼玉県告示第七百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、滑川町長から土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつた。

平成十九年五月十一日

一 事業

滑川町管土地改良事業(団体営ため池等整備事業)

二 地区

滑川町大字南在家沼地区

三 工事を完了年月日

平成十九年三月三十日

埼玉県告示第七百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子納品保管管理システム開発業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成20年3月28日(金)まで

- (4) 履行場所
埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

- (4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行することを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 荻原健次 電話048-830-5199(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年6月5日(火)の午前9時から午後5時までの間上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階203会議室

イ 日時

平成19年6月21日(木) 午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当

イ 受領期限
平成19年6月20日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法
書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年6月6日(水)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

- (4) 入札の回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しなかった者は 再度入札に参加することができない。

- (5) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (6) 契約書作成の要否
- (7) 提出書類
本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。
- (8) 落札者の決定方法
- ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- イ 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。
- ロ 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。
- イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。
- (9) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する。（調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）
- (10) 手続における交渉の有無
無
- (11) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、あらかじめ本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
- (12) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (13) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Service Required : Development of an Electronic Delivery and Storage Management System with the function for downloading data of orders placed via electronic bidding.
- (2) Deadline for Submissions : By mail ; 5 : 00 pm, June 20, 2007
In person ; 10 : 00 am, June 21, 2007
- (3) Contact Point for More Information : Technical Management Division,
Land Development Department, Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Telephone. 048-830-5199

(別添)

提案書評価表

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 必須項目, 加算上限値. Includes sections for 全般的事項, 提案書管理機能, and 電子配布機能.

Table with columns: タブレット, その他, 評価項目, 評価基準, 必須項目, 加算上限値. Includes sections for 開発・移行・導入(保守運用) and その他.

埼玉県告示第七百九十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第二十九条第一項の規定により上尾市原市北部第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

- List of names and addresses: 大川原 喜四司 上尾市大字原市一五三〇番地, 神田 薫 同 同 一五二二番地, 木村 僊三夫 同 同 一五〇七番地, 島田 和雄 同 同 一五六六番地, 関川 要二 同 同 一三三四番地, 中山 幸夫 同 同 一五二二番地, 中山 幸枝 同 同 一三六七番地, 野本 清市 同 同 一〇四番地, 村田 功 同 同 一五〇七番地, 柳澤 泰雄 同 同 一三二九番地

矢部基久 上尾市大字原市二五三番地
吉羽道政 同 同 二三〇七番地一
就任した理事の氏名及び住所

大川原喜四司 上尾市大字原市一五三〇番地
神田薫 同 同 一五二二番地
木村僖三天 同 同 一五〇七番地
島田英雄 同 同 二二四〇番地
島田和雄 同 同 二二五六番地三
関川要二 同 同 二二三四番地八
中山幸夫 同 同 一五三一番地六
中山幸枝 同 同 二二六七番地
村田幸功 同 同 一五〇七番地
柳澤泰雄 同 同 二二二九番地二
矢部基久 同 同 二二五三番地
吉羽道政 同 同 二二〇七番地一
鈴木康之 同 同 三六七〇番地

埼玉県告示第七百九十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により
上尾市町谷第一土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次
のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

退任した理事の氏名及び住所

埼玉県知事 上田清司

新井清水 上尾市大字上五九番地
内田武夫 同 同 同六〇番地八
大久保林一 同 同 同二二番地
河西溢郎 同 同 同二九番地
黒須利秋 同 同 同四二番地一
清水敏男 同 同 同六六番地五
清水守 同 同 同三二番地一

土屋ゑい 上尾市大字上二八番地
日坂勝年 同 同 同六一六番地九
野本健一 桶川市神明二丁目一〇番一六号
野本利雄 同 同 二丁目八番一四号
上尾市大字上七番地
増田正次 同 同 同三一五番地一
村田雄治 同 同 同五一番地一
山崎泰弘 同 同 同六〇番地二
就任した理事の氏名及び住所

新井清水 上尾市大字上五九番地
内田武夫 同 同 同六〇番地八
大久保林一 同 同 同二二番地
加藤よし子 同 同 同五一番地三
黒須利秋 同 同 同四二番地一
清水敏男 同 同 同六六番地五
清水守 同 同 同六六番地五
土屋ゑい 同 同 同二八番地一
日坂勝年 同 同 同六一六番地九
野本健一 桶川市神明二丁目一〇番一六号
野本利雄 同 同 二丁目八番一四号
上尾市大字上七番地
増田正次 同 同 同三一五番地一
村田雄治 同 同 同五一番地一
山崎泰弘 同 同 同六〇番地二

埼玉県告示第七百九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により
新座市野火止上北土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

就任した理事の氏名及び住所

- 島村康二 新座市野火止五丁目一〇番一七号
- 獅子倉良二 同 五丁目一〇番二一号
- 島村泰一 同 五丁目一〇番一五号
- 關口則弘 同 五丁目一〇番二二号
- 高橋和夫 同 五丁目六番一三三号
- 高橋敏行 同 五丁目一〇番二〇号

埼玉県告示第七百九十五号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成十九年八月十九日と定めた。

なお、同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

- 一 縦覧期間
平成十九年五月十一日
埼玉県知事 上田清司
- 二 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで
- 三 縦覧場所
埼玉県伊奈新都市建設事務所

埼玉県告示第七百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八條第四項の規定に

基づく収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

- 平成十九年五月十一日
埼玉県知事 上田清司
- 一 金融機関の名称及び位置
株式会社山形しあわせ銀行
山形県山形市旅籠町三丁目二番二号
- 二 取消年月日
平成十九年五月六日
- 三 取消しの理由
株式会社殖産銀行との合併による法人の解散

埼玉県告示第七百九十七号

埼玉県の公金の収納事務を取り扱わせるため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八條第四項の規定に基づき、平成十九年五月七日に収納代理金融機関として次のとおり指定した。

- 平成十九年五月十一日
埼玉県知事 上田清司

一 金融機関の名称及び位置

- 株式会社きらやか銀行
山形県山形市旅籠町三丁目二番二号
- 二 収納事務取扱店舗の範囲
埼玉県内に所在する店舗
- 三 収納事務取扱開始年月日
平成十九年五月七日

埼玉県告示第七百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年五月十一日
埼玉県知事 上田清司
- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務 1番組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
31,907,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年五月十一日
埼玉県知事 上田清司
- 1 購入等件名及び予定数量
さいたま県議会だより新聞折り込み及び配布業務 2,339千部×4回
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年4月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市浦和区岸町6丁目12番11号
- 5 落札金額
8ペーシ物6,811円(消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価)
- 4ペーシ物3,961円(消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
入札の公告を行った日

平成19年2月16日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越所沢線	川越市大字今福字山田五七〇番一地从前同市大字今福字風切五四〇番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年五月十一日正午	延長二七・二〇メートル(平成十九年二月十三日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域)

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十号

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年九月二十一日

二 検査済証番号

平成十九年五月八日

三 開発区域に含まれる地域の名称

飯整第一八〇〇六一号

飯整第一八〇〇六一号

入間郡毛呂山町大字川角字竹ノ内二一〇番一

一〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字川角二二〇番地
二 武田 知樹

武田 知樹

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号

一七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建 一

一 許可番号

平成十九年三月十六日

二 検査済証番号

第一八〇二〇〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

第一九〇〇一二号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字腰越字南五八八―

五

比企郡ときがわ町大字日影八九

眞下 智一

眞下 智一

眞下 智一

眞下 智一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号

十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建 一

一 許可番号

平成十九年四月二十日

二 検査済証番号

第一八〇二〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

第一九〇〇一〇号

比企郡吉見町大字大串字上宿七五九

比企郡吉見町大字大串字上宿七五九

一 一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北本市本宿五丁目四五―二
 砂生 真一

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年四月十九日

指令行整第一八〇〇二五二一五号

二 検査済証番号

平成十九年五月一日第一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字西ノ谷字東浦一五六、一五七、一五八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市登戸三二二番地二

遠山 正人

十七日から

正

平成十九年四月二

十七日から

二十九上七

誤

平成十八年四月二

十七日から

正

平成十九年四月二

十七日から

正 誤

埼玉県告示第五百六十一号(平成十九年四月一日号外第十七号)中訂正
 ページ 段 表中
 十二 下 路線番号

303	301	289
起 点	起 点	起 点
妻沼町大字弥藤吉	妻沼町大字小島	神泉村大字矢納
熊谷市弥藤吉	熊谷市妻沼小島	神川町大字矢納
		矢納浄法寺線
		群馬県多野郡鬼石町
		群馬県藤岡町浄法寺
		妻沼小島太田線
		熊谷市妻沼小島
		熊谷市弥藤吉

303	301	289
起 点	起 点	起 点
妻沼町大字弥藤吉	妻沼町大字小島	神泉村大字矢納
熊谷市弥藤吉	熊谷市妻沼小島	神川町大字矢納
		矢納浄法寺線
		群馬県多野郡鬼石町
		群馬県藤岡町浄法寺
		妻沼小島太田線
		熊谷市妻沼小島
		熊谷市弥藤吉

正

埼玉県告示第七百二十九号(平成十九年四月二十七日第八百七十号)中訂正
 ページ 段 行 誤
 二十八 下 三十 平成十八年四月二

誤

昭和四十二年

正

昭和四十三年

埼玉県人事委員会訓令第三号(平成十九年三月三十日号外第十号)中訂正
 ページ 段 行
 十六 上 後ろから二

発行日 毎週 火曜日・金曜日

購読料金 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)

発行者 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)

印刷所 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)

URL: http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm